ま　え　が　き

1　本書は、植物防疫法に基づき、平成 28 年に実施した植物検疫の成績を取りまとめたものである。

2　表中、輸出植物とは輸出する際に検査を受けた植物をいい、輸入植物とは輸入される際に検査を受けた植物をいう。なお、輸出植物の消毒は、輸出相手国からの要求によるものである。

3　各種種類別検査表では、植物防疫所で使用している大・中分類（別紙分類表参照）毎に実績を掲載している。実績のない分類は省略した。

4　合計は、個、kg、m^3の単位毎にまとめている。
(1) 輸出植物の検査表では、全実績の合計である。
(2) 輸入植物の検査表（コンテナー詰め、航空貨物の検査表を含む。）では、大分類 12 中分類 11～15 及び 17 の実績は合計に含まない。植物防疫法上の植物に該当しないからである。
(3) 大分類 12 中分類 16 バイオテクノロジーは、容器入りの組織培養植物、人工種子などであるが、単位は容器の本数である。

5　病菌・害虫発見記録では、
(1) 属まで判別できたもののみ掲載した。
(2) ＊印：平成 27 年以前に発見された実績のないものである。
(3) ＃印：ヒッチハイカーとして発見されたものである。

6　重要病菌・害虫発見記録における重要病菌・害虫の範囲は、輸出国植物防疫機関に対する通報実施要綱別表に掲げられた病菌・害虫である。

7　次表の掲載範囲は、
10　輸入植物品目別・国別検査表
：貨物、大分類 01～08、10－12（乾牧草）及び 12－16（バイオテクノロジー）
14　輸入植物検査病菌・害虫発見記録　(1) 品目別・国別発見記録
：貨物、大分類 01～08、10－12（乾牧草）及び 12－16（バイオテクノロジー）

8　各表で実績のない所の掲載は省略した。

9　ＥＵ28 ヵ国の実績は、アイルランド、英国、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びルクセンブルクのものをまとめた。

10　平成 28 年の植物防疫所、支所及び出張所は、「植物防疫所配置図」のとおりである。